

2014年1月

# 預金保險研究

(第十六号)



預 金 保 險 機 構

# 預金保険研究

(第十六号)

2014年1月

## 目次

預金保険法の一部改正の概要……………1

村松 教隆

本誌に掲載されている論文等の内容や意見は、執筆者個人に属し、預金保険機構の公式の見解等を示すものではありません。

# 預金保険法の一部改正の概要

村松 教隆<sup>1</sup>

金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、金融商品取引法、預金保険法等の一部改正を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、平成 25 年 4 月 16 日、第 183 回国会に提出され、その後、国会における審議を経て、同年 6 月 12 日に成立、同月 19 日に公布され、預金保険法の改正部分は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令の定める日から施行される。本稿では、この預金保険法の一部改正の概要を鳥瞰する。

## 目次

- 1 改正の経緯、目的
- 2 第 7 章の 2 に規定された枠組みの概要
- 3 第 7 章の 2 において対象となる者
- 4 第 7 章の 2 の措置内容（法 126 条の 2 第 1 項各号）
- 5 第 7 章の 2 の措置の発動及び発動と同時になされる処分等
- 6 特別監視指定（法 126 条の 3）
- 7 内閣総理大臣による金融機関等が発行した一定の社債等の自己資本における取扱いの決定（法 126 条の 2 第 4 項）
- 8 契約の解除等の効力（法 137 条の 3）
- 9 株主総会等の特別決議等に代わる許可（法 126 条の 13）
- 10 回収等停止要請（法 126 条の 14）
- 11 特定第一号措置の具体的内容
- 12 特定第二号措置の具体的内容及び関連する制度
- 13 特定承継金融機関等
- 14 その他の制度
- 15 第 7 章の 2 の経理区分、費用の負担等
- 16 金融機関等に対する調査等
- 17 倒産法との関係
- 18 従来の規定の改正
- 19 附則の改正
- 20 終わりに

---

<sup>1</sup> 前預金保険機構参与。現東京地方裁判所判事補。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

## 1 改正の経緯、目的

サブプライム問題に端を発し、2008年に表面化した国際的な金融危機の中で、金融システム上重要な金融機関の破綻が、金融市場に混乱を引き起こし、金融市場の機能不全等を通じて、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなった。

その経験を踏まえ、金融システム上重要な金融機関が万一破綻に至るような場合においても、秩序ある処理を可能とする枠組みを整備するための議論が国際的に進められ、2011年10月には、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）において「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions）（以下「主要な特性」という。）が策定され、同年11月のG20カンヌ・サミットにおいて、国際的に合意された。

主要国では、こうした国際的な議論の進捗と並行して、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。すなわち、米国では、秩序だった破綻処理を可能とする制度を整備したドッド＝フランク法<sup>2</sup>が2010年に成立し、施行されている。また、英国では、2009年銀行法において、ユニバーサルバンキング制の下、実効的な破綻処理制度が整備されている。さらに、欧州連合では、2012年に、預金取扱金融機関・投資会社向けの破綻処理制度の整備のための指令案<sup>3</sup>等が公表されている<sup>4</sup>。

こうした国際的な流れを踏まえ、我が国においても、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備について検討が進められることとなり、金融審議会における検討結果<sup>5</sup>を踏まえて、今般の預金保険法（以下「法」ともいう。）の改正に至った。具体的には、新たに「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置」の章（第7章の2）が設けられるとともに、これまでの実務も踏まえ、いくつかの規定についても合わせて改正が行われた。本稿では第7章の2の規定を中心に述べる。

## 2 第7章の2に規定された枠組みの概要

第7章の2は、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがある場合に、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が、金融機関等に対して、その財務状況等に照らし、法126条の2第1項1号又は2号に定める措置を講じる必要がある旨の認定を行い（この認定を「特定認定」という。）、預金保険機構（以下「機構」

<sup>2</sup> Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act

<sup>3</sup> 銀行・投資会社の再建・破綻処理の枠組みに関するEU指令案（European Commission Proposal for a Directive on Recovery and Resolution of credit institutions and investment firms, 以下「EU指令案」という。）

<sup>4</sup> なお、金融危機後の国際的な動向の詳細は、澤井豊「リーマン・ショック後の預金保険制度の世界的動向」預金保険研究（第14号）65頁も参照されたい。

<sup>5</sup> 金融審議会 金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下「ワーキング・グループ報告書」という。）[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20130128-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html)

という。)等に当該措置を講じさせることを内容とするものである。

従来から預金保険法では、銀行をはじめとする預金取扱金融機関を介した伝統的なシステミック・リスクを念頭に置いた金融危機対応措置が整備されている(法第7章)。今回新たに第7章の2として整備された措置は、先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、新たな市場型のシステミック・リスクを念頭に、後述のとおり預金取扱金融機関以外の金融機関等も幅広く措置の対象とした上で、「措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」があると認められる場合に、当該措置を講ずるものである。

なお、第7章の2の業務に関する費用については、後述のとおり、機構の危機対応勘定にて区分経理することとされている(法40条の2)。

### 3 第7章の2において対象となる者

第7章の2において規定される金融機関の秩序ある処理の枠組みは、前述のとおり、市場型の金融危機を防止し、金融システムの安定を図るものであることを踏まえ、その措置の対象となる者を、以下のとおり、市場参加者である金融業全体とした上で、これらの者を「金融機関等」と定義している(法126条の2第2項)。

#### (1) 預金取扱金融機関に関する者(同項1号)

法2条1項各号の金融機関(銀行法2条1項に規定する銀行、長期信用銀行法2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、中小企業等協同組合法9条の9第1項1号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会及び株式会社商工組合中央金庫)、外国銀行支店(銀行法47条2項)、銀行持株会社(銀行法2条13項)、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法16条の4第1項)及びこれらの子法人等(これらが経営を支配している子会社その他の法人(銀行法24条2項参照))である。

#### (2) 保険会社に関する者(同項2号)

保険会社(保険業法2条2項)、保険持株会社(同条16項)、これらの子法人等及び外国保険会社等(同条7項)である。

#### (3) 金融商品取引業者に関する者(同項3号)

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者(金融商品取引法(以下「金商法」という。)2条9項、同法28条1項、同条8項))、金融商品取引業者子特定法人(同法56条の2第1項)、指定親会社(同法57条の12第3項)及び指定親会社子会社等(同法57条の10第2項)である。

#### (4) その他の者(同項4号)

証券金融会社(金商法2条30項)その他我が国の金融システムにおいて重要な地位

を占める者として政令で定める者である。

#### 4 第7章の2の措置内容（法126条の2第1項各号）

##### (1) 特定第一号措置（同項1号）

債務超過でない金融機関等に対して講じられる。

措置内容は、特別監視及び当該金融機関等に対して必要に応じて行う資金の貸付け等又は資本増強である。なお、支払停止した金融機関等に対しては、特定第一号措置に係る特定認定がされても資本増強ができない（法126条の22）。

##### (2) 特定第二号措置（同項2号）

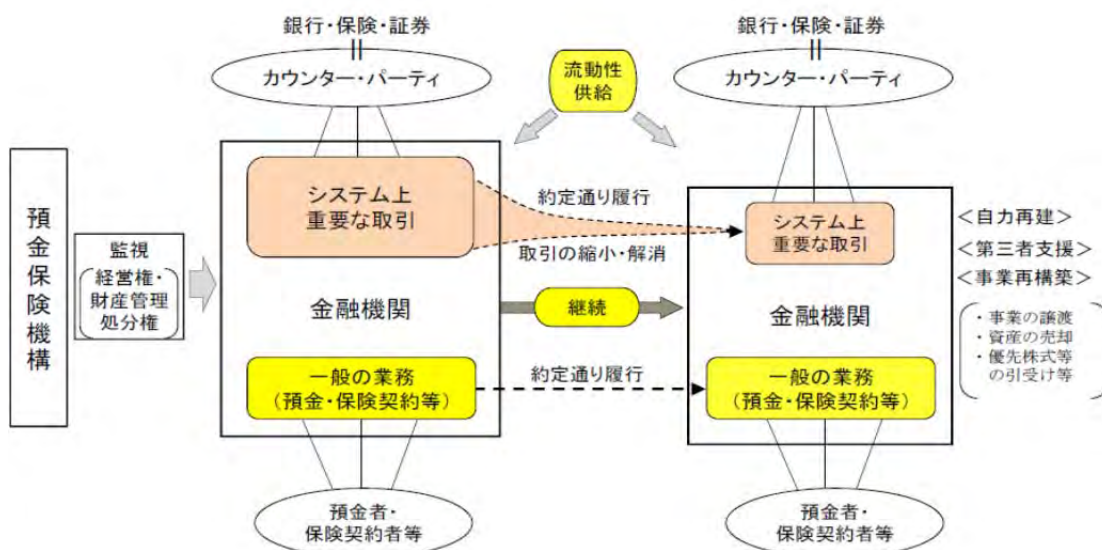
債務超過若しくはそのおそれのある金融機関等又は債務の支払を停止し若しくはそのおそれのある金融機関等に対して講じられる。

措置内容は、特別監視及び特定第二号認定された金融機関等の特定合併等を援助するための資金援助（これを「特定資金援助」という。）である。

##### (3) 特定第一号措置及び特定第二号措置の概要<sup>6</sup>

特定第一号措置は、流動性不足に陥った金融機関等に対し、機構が流動性を供給することなどによって、金融システム上重要な債務を含む債務を約定どおり履行させて、システミック・リスクを回避しつつ、金融システム上重要な取引の縮小を図ることが想定されている（図1金融庁作成資料を参照）。

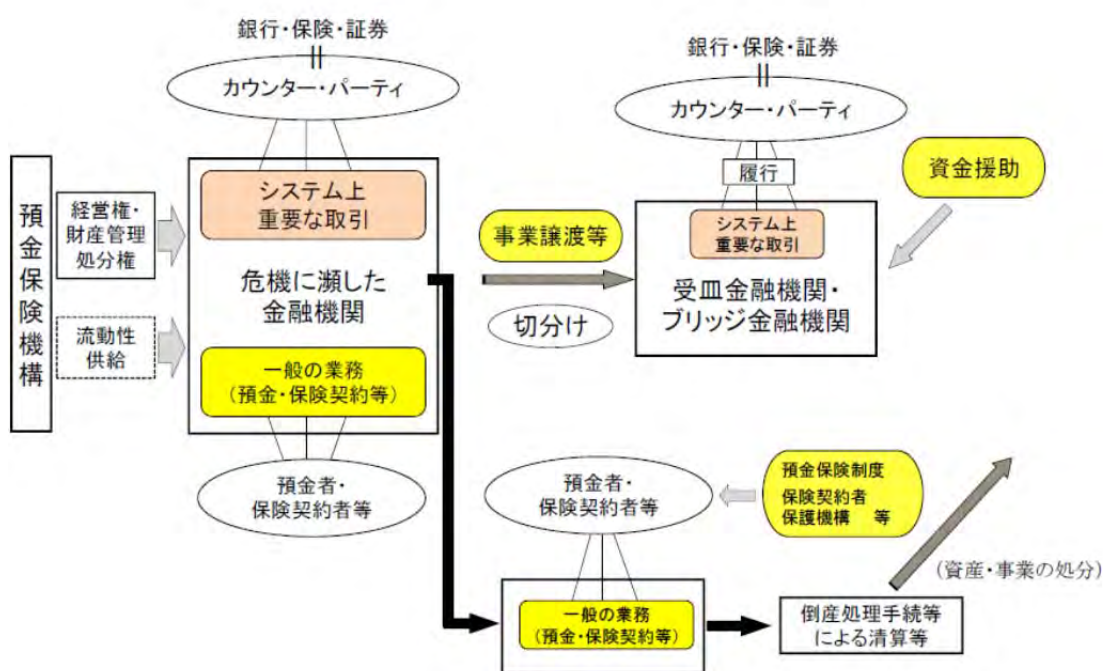
（図1：特定第一号措置のイメージ）



<sup>6</sup> 金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について（参考資料）[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20130128-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html)

特定第二号措置は、債務超過等の金融機関等の有する金融システムの安定を図るために不可欠な債務等を救済金融機関等に承継させ、救済金融機関等において、引き継いだ業務を遂行し、債務の履行をさせる。承継の際に機構が救済金融機関等に対して資金援助を行う。特定第二号措置に係る金融機関等は、倒産手続等により清算されるが、付保預金や補償対象保険契約は、既存の制度で保護されることが想定されている（図2 金融庁作成資料を参照）。

（図2：特定第二号措置のイメージ）



## 5 第7章の2の措置の発動及び発動と同時になされる処分等

- (1) 第7章の2の措置は特定認定により発動するが、法102条における金融危機対応措置と同様、極めて高度な判断を要するため、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣がその判断により、特定認定を行う（法126条の2第1項）。
- (2) 特定認定がなされると同時に、内閣総理大臣は、①特定認定がなされた金融機関等に対して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構による監視がなされる者としての指定（法126条の3）を行うとともに、②当該金融機関等が発行した一定の社債等の自己資本における取扱いの決定（法126条の2第4項）、③当該金融機関が締結した契約上の解除等を定めた条項の効力に関する決定（法137条の3）をすることができる。

## 6 特別監視指定（法 126 条の 3）

### （1）内容

#### ア 預金保険機構による経営の監視

特定認定がなされたときは、直ちに当該特定認定に係る金融機関等は、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、機構による監視がなされる者として指定される（法 126 条の 3 第 1 項）。（この指定を「特別監視指定」といい、特別監視指定がなされた金融機関等を「特別監視金融機関等」という（同条 2 項）。）すなわち、特定認定がなされた時から、当該金融機関等は、その経営について機構に監視されることになる。機構は、その経営について助言等を行うこともできる（同項）。

#### イ 内閣総理大臣による命令

内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し、我が国の金融システムの著しい混乱を回避するために必要があると認めるときは、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、必要な措置を命ずることができる（同条 3 項）。

また、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、内閣総理大臣及び機構に対する同金融機関等の業務及び財産の状況等に関する報告又は資料の提出を求めることができる（同条 5 項前段）。

### （2）経営に関する計画の作成、履行

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、その経営に関する計画の作成を命じ、かつ、内閣総理大臣及び機構に対する同計画の提出を命じることができる（同条 5 項後段）。

機構は、同計画の履行の確保等のために必要な助言、指導又は勧告をすることができる（同条 2 項）。

### （3）特別監視代行者

特別監視を行う者は機構であるが、金融機関等の特質に応じて、専門的知見を有する者等に、特別監視の実施の全部又は一部を委託することができる（法 126 条の 4）。

### （4）特別監視の終了

機構は、特別監視指定の日から 1 年以内に特別監視を終える。例外的に、内閣総理大臣の承認を得て、1 年間の延長ができる（法 126 条の 12）。

また、特別監視の必要が無くなった場合には、内閣総理大臣は、特別監視指定を取り消さなくてはならない（法 126 条の 11）。

## 7 内閣総理大臣による金融機関等が発行した一定の社債等の自己資本における取扱いの



## 決定（法 126 条の 2 第 4 項）<sup>7</sup>

本条は、特定認定に係る金融機関等<sup>8</sup>が、特定認定が行われることを条件として、元本の削減、取得等の効果が発生することが予め規定されている劣後特約付社債若しくは取得条項付種類株式（取得条項の付された優先株式）を発行し、又は劣後特約付金銭消費貸借契約<sup>9</sup>を締結しているときは、内閣総理大臣が、特定認定時において、当該社債、当該株式又は当該金銭消費貸借の当該金融機関等の自己資本その他これに相当するものにおける取扱いを決定することを定めるものである。

例えば、特定認定に係る金融機関等が、バーゼルⅢにおける、その他 Tier1 及び Tier2 資本調達手段として自己資本に算入される商品（当局が実質破綻と判断した時点で、元本の削減等が行われる契約条項等を備えた商品）を発行している場合、本条の決定を行った場合には、当該契約条項等の効力により、元本の削減、取得等の効果が生じることになる。これにより、金融機関等の破綻処理において、一定の債権者にも損失を吸収させることが可能となる。

この点、金融機関の破綻処理の際に、破綻処理費用を軽減することを目的に、株主及び債権者においても損失負担をさせるために、株式の消却又は債権の減価（元本の削減）若しくは株式化を図る制度は、ベイルイン（bail-in）と呼ばれており、「主要な特性」にも盛り込まれている<sup>10</sup>。ベイルインには、一定の事由が生じた場合に、破綻処理当局にベイルインを行う権限が法律上生じ、破綻処理当局の権限によりベイルインの効果を発生させるものと、契約等の効力として、ベイルインの効果を発生させるものがあるところ、改正法においては、後者の契約等に定められたベイルインについて規定されたものである。

## 8 契約の解除等の効力（法 137 条の 3）

内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、法 102 条 1 項の認定に係る金融機関又は特定認定に係る金融機関等について、当該金融機関等が締結した金融契約中、当該金融機関等が当局の管理となったこと等（「関連措置等」（法 137 条の 3 第 1 項））を理由として、契約の早期解約等（「特定解除等」（同条 2 項））を規定する条項<sup>12</sup>（以下「早期解約条項等」という。）については、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ

<sup>7</sup> 本決定は、法 102 条の金融危機対応措置についてもなされる（同条 3 項）。

<sup>8</sup> 正確には、金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるもの

<sup>9</sup> これらの劣後債、取得条項付種類株式、劣後的金銭消費貸借契約は、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資するものとして、内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限られる。

<sup>10</sup> 主要な特性 Bail-in within resolution 3.5 及び 3.6

<sup>11</sup> 日本法においては、金融機関等が取得条項により取得した株式を消却するためには、別途手続が必要である（会社法 178 条）。

<sup>12</sup> 例えば、ISDA 2002 Master Agreement 中 5. Event of Default and Termination Events (a) Events of Default (vii) Bankruptcy (5), (6)、同 6. Early Termination; Close-Out Netting (a) 等

を回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間（「措置実施期間」（同条1項））中は、その効力を有しないこととする決定ができる（同条1項）。

このような規定の必要性は、「主要な特性」<sup>13</sup>で提唱されているところ、その趣旨は、多数のデリバティブ契約等の金融契約を締結している金融機関に対して秩序ある処理を行う場合に、早期解約条項等に基づきデリバティブ契約等の金融契約が一斉に解約され、一括清算がなされると、ヘッジ取引等を行っているカウンター・パーティーにも影響が及び、金融市場の不安定化につながる可能性があることから、金融契約上の早期解約条項等の効力を制限するものである<sup>14</sup>。

また、措置実施期間中は、当該金融契約には破産法58条（他の倒産法で準用する場合も含む）は適用されず（法137条の3第5項）、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一括清算事由は生じなかったものと擬制される（同条6項）。

なお、早期解約条項等の効力の制限は、秩序ある処理のために、契約上の効果を制限するものであり、その周知を図る必要があることから、決定を行った旨及び措置実施期間を官報公告するとともに、当該金融機関等及びそのカウンター・パーティー等への通知が必要である（同条4項）。

## 9 株主総会等の特別決議等に代わる許可（法126条の13）

### （1）組織法の行為に関する代替許可事項（同条1項ないし3項）

特別監視金融機関等は、事業譲渡等の一定の組織法上の行為について、組織法上の手続に代えて裁判所の許可（以下「代替許可」という。）によって、これを行うことができる。これは、事業譲渡等の手続の迅速化、簡素化のためのものであり、法87条、保険業法249条の2と同趣旨のものである<sup>15</sup>。そして、本条1項ないし3項では特別監視金融機関等が支払停止若しくはそのおそれがあるとき、又は債務超過若しくはそのおそれがあるときに用いることができる。

また、この代替許可の対象となる行為については、資本金の額の減少、事業譲渡、保険会社の場合の保険契約の移転に加え、新たな資金の出し手に対して資金投入のインセンティブを与えることを目的として私的整理等に用いられる、いわゆる100%減増資（株主入替）に関する規定が追加された（同条1項1号）。

すなわち、会社法上、全部取得条項付種類株式を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる（会社法108条1項7号、171条）。この株式の取得と新株の発行を組み合わせることにより、いわゆる100%減増資が可能である。普通株式のみを発行している株式会社でも、

<sup>13</sup> 主要な特性4.3及び付属文書IV

<sup>14</sup> ワーキング・グループ報告書11頁

<sup>15</sup> このような制度は倒産法上も認められる（民事再生法43条、会社更生法46条8項）。

株主総会決議により、既発行の普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更を行い（会社法 466 条、同法 111 条 2 項）、株主総会決議（同法 171 条）により、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができ、新株の発行により、100%減増資が可能となる。本条 1 項は、これらの株主総会の決議に代えて裁判所の許可により行うことを可能としたものである。

#### （2）役員等の解任・選任の代替許可（同条 4 項、5 項、8 項関係）

機構は、特別監視金融機関等が支払停止若しくはそのおそれがある場合、又は債務超過若しくはそのおそれがある場合であって、役員等に「引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるとき」には、裁判所の許可により、役員等を解任できる。

代替許可により役員等が解任される場合で、法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くことになるときは、機構は代替許可により役員等の選任ができる。この場合の任期は、特別監視の終了後最初に招集される定時株主総会等までである（同条 6 項）（外国会社の日本における代表者は特別監視の終了時まで（同条 9 項））。

### 10 回収等停止要請（法 126 条の 14）

機構は、特別監視金融機関等の債権者である金融機関等が権利行使をすることにより、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときには、特別監視金融機関等の債権者である金融機関等に対して、権利行使をしないことの要請をしなければならないことを規定するものである。

### 11 特定第一号措置の具体的内容

#### （1）措置内容及び対象となる金融機関等

特定第一号措置の内容は、特別監視及び必要に応じて行う金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等（法 126 条の 19）又は特定株式等の引受け等（法 126 条の 22）であり、当該金融機関等の債務を約定どおり履行させることを想定している。

本措置の対象となる金融機関等は、前述のとおり、債務超過ではない金融機関等である。

#### （2）機構による特別監視

特定第一号措置は、前述のとおり、金融機関等に対し、機構が流動性を供給するなどして、金融システム上重要な債務を含む債務を約定どおり履行させつつ、金融システム上重要な取引の縮小を図ることを目的としている。

この点、金融システム上重要な取引の縮小過程が、「経営に関する計画」（法 126 条の 3 第 5 項）に記載された場合には、機構は、同計画の履行の確保等のために必要な

助言、指導又は勧告（同条2項）を行うことにより、取引の縮小を監視することになる。

(3) 金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等（法126条の19）

ア 資金の貸付け等とは、機構が行う、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定第一号認定金融機関等」ともいう。）に対する資金の貸付け又は債務の保証をいう。

金融機関等が、債務超過ではないが流動性が枯渇することにより、その負担する債務の履行に影響が出て、金融システムの著しい混乱を生ぜしめるおそれがある場合がありえる。特定第一号措置においては、こうした場合に、当該金融機関等の一時的な流動性不足を解消しつつ、その円滑な処理を進めるために、機構が、当該金融機関等に我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金を貸し付けることや、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務を保証することができることとされた。

イ 本条1項の貸付けに係る貸金債権又は、保証したことによって生じる求償権については、民法上の一般の先取特権（民法306条）に次ぐ順位の一般先取特権が成立する（本条2項、3項）。

(4) 特定株式等の引受け等（資本増強）

特定第一号認定金融機関等に対し、資本の増強を図るものである。ただし、債務の支払を停止した特定第一号認定金融機関等に対しては、資本増強ができない（法126条の22第1項参照）。資本増強のための手続は、法102条1項1号により資本増強がなされる場合と類似する。

特定株式等の引受け等の申込主体は、特定第一号認定金融機関等（法126条の22第1項）又は特定第一号認定金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等（同条3項）である。特定第一号認定金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等に対して、本条の資本増強を行う場合には、当該金融機関等から特定第一号認定金融機関等に対して同額以上の資本増強を行うことが義務づけられている（同条7項、107条3項）。

「特定株式等の引受け等」とは、優先株式以外の株式の引受け又は特定優先株式等の引受け等（法126条の28第3項）をいう。すなわち、普通株式の引受け、優先株式の引受け、劣後特約付社債の引受け<sup>16</sup>、劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資、同法に規定する以外の出資の引受け又は基金の拠出である（法2条6項、同条8項、法126条の22第6項1号、

<sup>16</sup> 条文上、劣後特約付社債と特定劣後特約付社債とは区別して規定されているが、社債の発行者の違いによって区別がなされているに過ぎない。劣後特約付金銭消費貸借も同様。

法 126 条の 28 第 3 項)。

## 1 2 特定第二号措置の具体的内容及び関連する制度

### (1) 措置内容及び対象となる金融機関等

特定第二号措置の対象となる金融機関等は、前述のとおり、債務超過若しくはそのおそれのある金融機関等又は支払停止若しくはそのおそれのある金融機関等である。

特定第二号措置においては、金融システムの安定を図るために不可欠な債務等を特定救済金融機関等に迅速に引き継ぎ、その際に機構が特定資金援助を行うことにより、特定救済金融機関等に当該債務等を履行させることを想定しており、法 59 条以下の資金援助と同様の方式を有する。

### (2) 既存のセーフティネットとの関係

預金取扱金融機関、保険会社及び金融商品取引業者においては、既に保護の対象となるものが定められており<sup>17</sup>、これらの保護の対象については、預金保険制度、保険契約者保護制度（保険業法第 10 章）、投資者保護基金制度（金商法第 4 章の 2）によるセーフティネットが構築されている。特定第二号措置がとられた場合でも、重要な市場取引等についての特定合併等に関する特定資金援助（後述）は、金融機関の秩序ある処理により迅速に行われる一方、付保預金等の既存のセーフティネットで保護の対象となるものは、預金保険制度や保険契約者保護制度等を活用して行われ、金融機関の秩序ある処理と預金保険制度等の手続が連携して進められることを可能としている。

### (3) 特定管理を命ずる処分

ア 特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定第二号認定金融機関等」又は「特定破綻金融機関等」という。）において、内閣総理大臣は、一定の要件の下で、特定管理を命ずる処分を行うことができる（法 126 条の 5 第 1 項）。

特定管理を命ずる処分は、処分がなされた金融機関等の代表権、業務執行権、財産の管理及び処分権を機構に専属させるものであり、これは、預金保険制度における金融整理管財人制度（法 74 条の業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管命処分」という。）により、金融整理管財人にこれらの権限を専属させる制度）と同様の制度である。いずれも、当該金融機関（等）の臨時的な機関として、当該金融機関（等）を代表し、業務等を行わせる制度であるが<sup>18</sup>、管命処分は、内閣総理大臣が、適任者の中から金融整理管財人を選任する（法 77 条 2 項）のに対して、特定管理を命ずる処分は、選任手続を経ることなく、機構が上記の権限を取得することになる。

そして、特定管理を命ずる処分がなされた法 2 条 1 項各号の金融機関は、被管理

<sup>17</sup> 預金取扱金融機関における付保預金（法 54 条、54 条の 2）、保険会社における補償対象保険契約（保険業法 270 条の 3 第 2 項 1 号）、金融商品取引業者の顧客資産（金商法 79 条の 20 第 3 項）

<sup>18</sup> 最第一小判平 15. 6. 12 民集 57 卷 6 号 640 頁参照

金融機関（法 74 条 1 項）と、保険会社は被管理会社（保険業法 242 条 1 項）とそれぞれ擬制され、これらに関する諸規定が適用される（法 126 条の 5 第 5 項）。金融整理管財人に関する規定も準用される（法 126 条の 9）。

#### イ 機構代理

特定管理を行う者は機構であるが、金融機関等の特質に応じて、専門的知見を有する者等を、特定管理を命ずる処分に係る業務の全部又は一部を行わせるための代理人に選任できる（法 126 条の 6）。

#### ウ 特定管理の終了

機構は、特定管理を命ずる処分の日から 1 年以内に、特定管理を終える。例外的に、内閣総理大臣の承認を得て、1 年間の延長ができる（法 126 条の 10）。

また、特定管理の必要が無くなった場合には、内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分を取り消さなくてはならない（法 126 条の 7）。

これらは、特別監視と同様の規定であるが、特定管理は、特定第二号認定金融機関等になされる処分であるところ、同号の特定認定がなされれば、特別監視指定がなされることから（法 126 条の 3 第 1 項）、特定管理を命ずる処分は特別監視金融機関等に対してなされる処分といえる。そのため、特別監視が終了すれば、当該金融機関等は特別監視金融機関等ではなくなるので、特定管理を命ずる処分も同時に終了する。なお、特定管理を命ずる処分がなされても、特別監視の「指定」（同条 1 項）は消えないため、特別監視金融機関等であることに変わりはないが、機構が当該金融機関等の業務執行権等を取得し、機構が現実に経営することになるから、機構が行う経営監視としての特別監視は停止する（法 126 条の 5 第 6 項）。

### （4）特定合併等を支援するための資金援助（特定資金援助）

#### ア 概要

特定第二号措置においては、特定合併等（後述）を行う金融機関等であって、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等ではない者等（特定救済金融機関等）に対して、機構が特定合併等を支援するための資金援助（以下「特定資金援助」という。）を行うことを内容としている。

特定資金援助の対象となる、金融システムの安定を図るために不可欠な債務等を引き継ぐ行為は、「特定合併等」とされ、法 126 条の 28 第 2 項各号で定められている。

その内容は、吸収合併（1号）、新設合併（2号）、事業譲渡等（3号）、特定債務引受け（4号）、株式取得（5号）、吸収分割（6号）及び新設分割（7号）である。このうち、事業譲渡等、吸収分割及び新設分割は代替許可によることが可能である（法 126 条の 13 第 1 項 3 号 4 号、同条 2 項及び 3 項 1 号）。

#### イ 特定救済金融機関等、特定救済持株会社等となりうる者

法 59 条 1 項とほぼ同様の形式の規定であるが、特定優先株式等の引受け等（法 126

条の28第1項6号)は、法2条5項5号に掲げる会社(事業会社)も特定資金援助の対象に含まれる(特定持株会社等(法126条の28第1項)には、銀行持株会社等(法2条5項各号)が含まれる)。

ウ 特定資金援助の手続

特定適格性認定(法126条の29)を経て、特定資金援助の申込みを行い(法126条の28第1項)、運営委員会の議決を経て特定資金援助決定(法126条の31、64条1項)、特定資金援助契約の締結(法126条の31、64条4項)、特定資金援助の実行という手続は、法59条以下の資金援助の手続と概ね同様であり、運営委員会の議決においては必要性の審査が行われる(法126条の28第9項)。

エ 特定衡平資金援助

特定合併等を行ったことにより、特定破綻金融機関等の債権者の弁済率が低下する場合には、機構は衡平資金援助を行うことができる(特定衡平資金援助(法126条の31、59条の2))<sup>19</sup>。特定衡平資金援助の申込みは、特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等の連名で行う。

オ 追加的特定資金援助

特定資金援助についても、追加的資金援助が可能である(法126条の32)。

(5) 事業譲渡等を円滑に進めるための実体法上の特則

ア 事業譲渡等における債権者保護手続の特例等(法131条)

改正前預金保険法131条1項は、資金援助の決定(法64条1項)を受けて、救済金融機関に付保預金を移転する場合は、付保預金を含む債務の移転は、免責的債務引受けであるものの、引き受ける債務に係る債権者の承諾を得ないで行うことができる旨規定していた。

改正法では、これに加えて、特定資金援助の決定(法126条の31、64条1項)を受けて特定救済金融機関等に対し、債務(金融システムの安定を図るために不可欠な債務)を移転(特定救済金融機関等による債務引受け)する場合も、引き受ける債務に係る債権者の承諾を得ないで行うことができる旨規定された。

さらに、資金援助又は特定資金援助の決定を受けて、救済金融機関又は特定救済金融機関等に対して、事業譲渡等を行う場合に、譲渡対象債権に譲渡禁止特約が付されていても、債務者の承諾を得ないで債権譲渡ができる旨規定された。

上記移転に異議のある債権者及び債務者の保護手続は従前のおりである(法131条3項以下)。

イ 委託者の地位の移転手続の特例(法132条の3)

金融商品取引業者は、顧客から預託を受けた有価証券は自己の固有財産と分別管理を行い(金商法43条の2第1項)、顧客から預託を受けた金銭も、同様に分別管

<sup>19</sup> 衡平資金援助の制度趣旨の詳細は佐々木宗啓編「逐条解説 預金保険法の運用」2003年(以下「逐条解説」という。)237頁

理を行い、顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、信託会社等に信託しなければならないところ（同条2項）、特定破綻金融機関等が金融商品取引業者である場合には、このような分別管理がなされている。

金商法上の分別管理の要請は、金融商品取引業者が倒産した場合の顧客の保護を図るものであり<sup>20</sup>（顧客は分別管理された資産に取戻権（破産法62条等）の行使ができる）、特定破綻金融機関等である金融商品取引業者に対して倒産手続が開始された場合は、倒産手続において、特定破綻金融機関等の顧客は、分別管理された資産に対して取戻権を行使すること等が考えられる。

他方で、顧客が取引を継続的に行えるようにするため、委託売買業務（ブローカー業務）を、特定救済金融機関等に法126条の28第2項3号の事業譲渡の一環として譲渡移転する場合も考えられ、この場合には、分別管理された顧客資産は、業務を承継した特定救済金融機関等が管理することになるところ、迅速な事業の移転を実現するために、特定破綻金融機関等が金商法43条の2第2項の信託により有する委託者の地位を、受託者（信託会社等）及び受益者（顧客）の同意を得ないで、特定救済金融機関等に譲渡できることとした。なお、本条も、法131条と同様の手続により受託者、受益者は異議を述べることができる（法132条の3第2項以下）。

#### ウ 振替手続の特例（法132条の4）

特定破綻金融機関等が口座管理機関である場合に、イで述べたように委託売買業務を特定救済金融機関等に事業譲渡をする場合に、特定破綻金融機関等の加入者の口座を、口座管理機関である特定救済金融機関等の口座へ振り替える必要があるところ<sup>21</sup>、この振替を迅速に行うため、特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で事業譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等の口座は、当該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなすこととした。また、当該特定破綻金融機関等が振替機関又は他の口座管理機関から開設を受けた口座は、当該特定救済金融機関等が開設を受けた口座と擬制される。

#### エ 根抵当権の譲渡に係る特例（法133条の2）

根抵当権付債権については、元本を確定しなければ根抵当権は被担保債権の移転に伴わない（民法398条の7）。特定破綻金融機関等が特定救済金融機関等に対して、事業譲渡により根抵当権付債権を譲渡する場合には、継続的な取引関係を承継することを意図しており、元本を確定させずに根抵当権付債権のまま譲渡する必要があるため、民法の規定に特則を設けるものであり、法133条と同趣旨である<sup>22</sup>。

もともと、金融システムの安定を図るため、特定破綻金融機関等から特定救済金融機関等に対する事業譲渡は、迅速になされる必要がある。本条は、法133条のように譲渡前に根抵当権設定者の異議申述期間を設け、異議がなかったもののみを移

<sup>20</sup> 山本和彦「倒産処理法入門」（第4版）262頁

<sup>21</sup> 高橋康文、尾崎輝宏「逐条解説 新社債、株式等振替法」44頁参照

<sup>22</sup> 逐条解説496頁参照



転させるという形で迅速な事業譲渡と根抵当権設定者の利益の調整を図るのではなく、異議の申述期間を設けるのは譲渡後として、異議のある根抵当権設定者は、譲渡後の一定期間内に元本確定請求ができることとし、迅速な事業譲渡と根抵当権設定者の利益の調整を図ることとしている。

なお、特定破綻金融機関等の金融契約の相手方が、当該金融機関等に対して、根抵当権以外の物権的な根担保権を設定している場合（例えば、特定破綻金融機関等と金融契約の相手方が ISDA Master Agreement と Credit Support Annex（以下「CSA」という。）を締結し、CSA に基づいて担保が提供されており、当該担保につき、CSA13 条（ii）において、(B) Pledging Collateral（質物）が選択されている場合<sup>23</sup>は、当該担保物に（根）質権が設定されていることになる。）であるが、このような場合には、元本の確定前に根質権を譲渡するには根質権設定者の承諾が必要であるところ（民法 362 条 2 項、361 条、398 条の 12 第 1 項）、法 133 条の 2 の考え方に従えば、根質権設定者の事前の承諾を得ることなく、担保物の移転が可能になると解される<sup>24</sup>。

#### （6） その他の特定第二号措置に関連する制度

##### ア 差押禁止動産等（法 126 条の 16）

特定合併等に基づいて特定救済金融機関等に承継される動産又は債権で、内閣総理大臣が指定するものについては差押えが禁止される。もっとも、差押えを禁止されたとしても、債権者は、特定合併等により特定救済金融機関等が債務を引き受ければ保護され、引き受けない場合でも、特定衡平資金援助により、責任財産は確保されるため、いずれにせよ不利益な立場に置かれることはない。

##### イ 金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け（法 127 条の 2）

預金等の払戻しのための資金の貸付け（法 127 条）と同様の制度であり、特定救済金融機関等への事業譲渡完了前に、金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の履行をする必要がある場合に、その弁済資金を機構が特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等、倒産法上の管財人等の管理にある特定破綻金融機関等に対し、直接貸付けができることを規定するものである。

本条の貸付けは、「金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務」、すなわち特定の債務に対する弁済資金を貸し付けるものである。

本条による貸付けを行う旨の決定があった場合には、特定破綻金融機関等に対し倒産手続開始の決定がなされていても、倒産法上の権利行使の制限（破産法 100 条 1 項、民事再生法 85 条 1 項、会社更生法 47 条 1 項等）の例外として、当該金融機関

<sup>23</sup> CSA13 条（ii）において、(A) Lending Collateral（貸付担保物）が選択されている場合は、当該担保は、物権的な担保の性質を有するとはいえない旨の裁判例がある（東京高判平 22. 10. 27（金融・商事判例 1360 号 53 頁参照））。

<sup>24</sup> なお、133 条の「根抵当権」に根抵当権以外の根担保権を含むと示唆するものとして、遠藤伸子ほか「日本振興銀行の破綻処理－預金者保護を中心として－」預金保険研究（第 15 号）99 頁

等は、裁判所の許可を得て、金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済ができる（法 127 条の 4、127 条の 5）。

なお、法 127 条の 2 に基づく貸付けは、127 条に基づく貸付けと同様、倒産手続開始決定後になされても倒産手続開始前になされたものと擬制され（法 127 条の 2 第 3 項）、当該貸付けに係る債権は、破産債権、再生債権又は更生債権となる。

ウ 資産価値の減少防止のための資金の貸付け（法 128 条の 2）

法 128 条の貸付けの対象を、金融機関等に拡大する旨の規定である。倒産手続後に本条の貸付けがなされた場合には、当該貸付けに係る債権は、財団債権又は共益債権となる<sup>25</sup>。

### 1.3 特定承継金融機関等

#### (1) 概要

特定承継金融機関等は、基本的には、承継銀行（法 2 条 13 項）と同様の制度である。

この点、承継銀行は金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に対応するために、暫定的な救済金融機関としての役割を有するものであり<sup>26</sup>、特定承継金融機関等もこのような性質を有する。

もっとも、特定承継金融機関等は、「特別監視金融機関等の債務等承継・・・のため」「特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるとき」（法 126 条の 34）に利用されるものであるところ、特定第一号認定金融機関等が機構により監視されるものとして指定されたときも「特別監視金融機関等」に該当するため、条文上は、特定承継金融機関等は、特定第一号認定金融機関等からも事業等を譲り受けることが可能ということになる<sup>27</sup>。

#### (2) 種類（法 126 条の 34 第 3 項）

第 7 章の 2 で対象となる「金融機関等」は、保険会社、金融商品取引業者等を含む広い概念であることから、これらの特定救済金融機関等となる特定承継金融機関等もこれに対応して、特定承継銀行（同項 1 号）、特定承継保険会社（同項 2 号）、特定承継金融商品取引業者（同項 3 号）及び特定承継会社（同項 4 号）が特定承継金融機関等となる。

なお、特定承継会社は、金融機関等（法 126 条の 2 第 2 項）ではないが、特定合併等に対する特定資金援助は、特定救済「金融機関等」に対してなされるため、特定資金援助の際は「金融機関等」であることが擬制される（法 126 条の 34 第 4 項）。

また、保険業法上の承継保険会社（保険業法 260 条 6 項）は、救済保険会社（保険

<sup>25</sup> 逐条解説 472 頁参照

<sup>26</sup> 金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」

<sup>27</sup> この場合は、特定承継金融機関等は、「特定救済金融機関等」には当たらず、事業の譲受けは「特定合併等」ではないので、特定資金援助はなされない。

業法 267 条 1 項) ではないが、特定承継保険会社は、救済保険会社となる。

### (3) 設立

法 126 条の 34 第 1 項は、「特別監視金融機関等の債務等承継・・・のため」に特定承継金融機関等に関する決定を行うことができるとし、同項 1 号で、特定承継金融機関等の設立のみについての決定の規定を置いている。この規定の形式は、法 91 条と同様である。

設立の手続も、承継銀行の手続 (法 92 条) と同様である (法 126 条の 35) が、出資は危機対応勘定で経理される。

### (4) 特定承継金融機関等の経営管理

法 94 条と同様に、機構が、特定承継金融機関等の経営管理を行うこと、特定承継金融機関等の業務指針を作成し、内閣総理大臣の承認を得て、公表することを規定している (法 126 条の 36)。

### (5) 承継銀行に関する規定の準用

特定承継金融機関等は承継銀行と類似した制度であるため、承継銀行の規定のうち、事業譲渡等の会社法の特則 (法 95 条)、経営管理の終了時期 (法 96 条)、承継協定 (法 97 条)、機構による資金の貸付け及び債務の保証 (法 98 条)、損失の補填 (法 99 条) 機構による報告徴求 (法 100 条)、課税の特例 (法 135 条 (1 項を除く)) が準用されている (法 126 条の 37)。

### (6) 特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 (法 126 条の 38)

法 101 条と同趣旨の規定である。特定資金援助の態様 (法 126 条の 38 第 1 項)、特定再承継の意義 (同条 2 項各号) は、法 101 条と同様である。

## 1.4 その他の制度

### (1) 資産の国内保有 (法 126 条の 17)

内閣総理大臣は、必要に応じて、特定認定に係る金融機関等に対し、一定の資産を国内において保有することを命ずることができる。

### (2) 資産の買取り (法 129 条)

機構は、特別監視金融機関等、協定特定承継金融機関等が保有する資産の買取りを行うことができる。

### (3) 国際協力 (法 137 条の 5)

機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府等との情報交換その他必要な業務を行う義務を負う。

## 15 第7章の2の経理区分、費用の負担等

### (1) 勘定

第7章の2の業務に関する費用は、危機対応勘定にて経理する(法40条の2第2号)。すなわち、特定第一号措置に係る資金の貸付け(法126条の19)及び特定株式等の引受け等、特定第二号措置に係る特定資金援助(法126条の31)及び追加的特定資金援助(法126条の32)、特定承継金融機関等に対する出資(法126条の35)及び資金の貸付け等(法126条の37)、特定再承継に係る特定資金援助(法126条の38)、資金の貸付け(法127条の2、法128条の2)等に係る業務は、危機対応勘定で経理される。

### (2) 特定負担金

第7章の2の業務の実施に要した費用は、事後的に特定負担金として金融機関等が負担する(法126条の39第1項)。

特定負担金は、金融機関等ごとに納付するが、金融機関等が金融グループを形成しており、グループに親会社がある場合には、当該親会社を通じて納付する(同条2項)。

特定負担金の額は、金融機関等の場合は、直前の事業年度末の負債額を基準に算出される(同条3項)。また、グループ親会社及びグループ親会社の子会社等の特定負担金の額は、当該グループの連結負債額を基準に算出される(同条4項)。

なお、機構が、法第7章の2の業務を行うため、資金を借入れ、機構債を発行すること、これらに政府保証がつくことは、従前の危機対応業務と同様に可能である(法126条)。

### (3) 政府の補助

第7章の2の業務のうち、特定負担金のみで費用を賄うとしたならば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生じるおそれがあると認められたときは、政府の補助が可能である(法125条1項)。

## 16 金融機関等に対する調査等

### (1) 機構よる報告又は資料の提出の請求等

ア 機構の業務を行うため必要と認める場合の報告徴求権等(法37条1項2項)

機構は、第7章の2の業務を行うために必要があると認めるときは、金融機関等又は特定持株会社等に対し、業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる(同条1項3号)。

イ 経営者の民事責任追及のための報告徴求権(法37条3項)

破綻金融機関の経営者の民事責任追及のために用いる場合(同項1号及び3号)において、当該破綻金融機関が被管理金融機関(法74条1項)となっている場合には、金融整理管財人の調査権(法81条1項)との関係が問題となり、金融整理管財

人の調査権（法 81 条）が優先し、本条の報告徴求権は補充的なものと解されている<sup>28</sup>。

これに対し、特別監視金融機関等の場合（本条 3 項 2 号及び 4 号）は、機構が専属的に特別監視又は特定管理を行い、他の者が行うことはないため、特別監視又は特定管理中に、機構が本条に基づいて、報告徴求権を行使する（法 126 条の 9 では 81 条を準用していない）。

なお、当然のことながら、本条の調査により役員等の民事責任が発覚した場合でも、会社法第 423 条に基づく役員等に対する損害賠償請求権は、当該金融機関等に帰属するものであり、機構に直ちに帰属するものではないから、機構自らが当事者（原告）となって、役員等に対して訴え提起等をするのではなく、当該金融機関等が当事者（原告）となって訴訟遂行することになる。

## （2）内閣総理大臣の報告徴求又は資料提出権、立入検査権（法 136 条、137 条）

内閣総理大臣は、預金保険法の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、金融機関等、特定持株会社等、その子法人等に対し、業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる（法 136 条 1 項 2 項）。また、必要があると認めるときは、当該職員に立入検査をさせることもできる（法 137 条 1 項）。そして、第 7 章の 2 の業務の円滑な実施のための立入調査については、機構に委任ができる（同条 6 項 4 号）。

内閣総理大臣は、これらの調査等により当該金融機関等に対して資産及び負債の秩序ある処理が必要となった場合におけるその円滑な実施の確保のために必要な措置が講じられていないと認めるときは、当該金融機関等に対し、必要の限度において、当該措置を講じるよう命じることができる（法 137 条の 4）。

## 1.7 倒産法との関係

預金保険法上の制度は、倒産法の領域と重なるところも多いため、倒産法との調整のための規定が新たに整備された。

### （1）機構の業務の範囲の拡大：倒産法上の管財人等の業務（法 34 条 13 号）

金融機関等の破綻処理に際して、信用秩序の維持を図りつつ（法 1 条参照）、倒産手続を遂行していく必要がある場合には、機構の倒産法上の管財人等への就任適格性が認められる。

### （2）破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等（法 126 条の 15）

特別監視金融機関等に対して、倒産手続が申し立てられた場合に、当該申立てに係

---

<sup>28</sup> 逐条解説 80 頁

る決定がなされる前に、内閣総理大臣は、裁判所に対して決定の時期等についての意見陳述等ができる。例えば、特別監視金融機関等に対して、債権者による倒産手続申立てがなされた場合に（破産法 18 条 1 項等）、内閣総理大臣が、本条に基づいて意見陳述等を行うことで、倒産手続と預金保険法上の手続の調整を図ることができると思われる<sup>29</sup>。

### （3）特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適用関係（法 126 条の 33）

特別監視金融機関等に対して、倒産手続の開始決定がなされた場合でも、当該特別監視金融機関等のうち、特定適格性認定等（法 126 条の 29）に係る特定合併等により、特定救済金融機関等に承継される資産については、倒産法上の規制から外れる。

これは、特定認定がなされた金融機関等に対して、特定合併等がなされる前に、倒産手続の開始決定がなされると、その効力として、管理型の倒産手続においては、管理処分権が管財人等に専属し、かつ、事業譲渡等をなすための手続要件が加重され、DIP 型の手続においては、管財人への管理処分権の移転はないものの、倒産法上の規制に服することになる。よって、迅速に事業譲渡を行うことが困難になるため、こうした規定の特定合併等への適用を除外するものである<sup>30</sup>。

本条により、特定合併等（一部事業譲渡（法 126 条の 28 第 2 項 3 号）が典型例）は、倒産手続が係属している裁判所の許可等が無く行うことができる<sup>31</sup>。

## 1 8 従来の規定の改正

### （1）運営委員会の委員

特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、運営委員会に、最大で 4 人の臨時委員を置くことができる（法 16 条 2 項）。臨時委員は、その任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される（法 18 条 3 項）。

### （2）保険料の返還（法 50 条 3 項 4 項）

金融機関は、事業年度ごとに機構に対して保険料を納付しなければならないところ（同条 1 項）、機構は、運営委員会の議決を経て、同委員会があらかじめ定める条件に基づいて、納付された保険料の一部を返還することができることとされた。

### （3）資金援助の対象となる行為の追加（法 59 条 2 項）

破綻金融機関が救済金融機関と合併等を行う場合に、救済金融機関は機構に対して

<sup>29</sup> ワーキング・グループ報告書 11 頁

<sup>30</sup> 定額保護下において、倒産手続（民事再生手続）を利用し、付保預金保護のための事業譲渡（法 59 条 2 項 3 号）を行う場合には、倒産法の許可（民事再生法 42 条）が必要である（前掲「日本振興銀行の破綻処理－預金者保護を中心として－」）。

<sup>31</sup> 一般債権者の利益は、特定衡平資金援助で守られる。

資金援助の申込みができるところ、より柔軟な破綻処理を実現するため、資金援助の対象となる合併等に吸収分割（同項 5 号）及び新設分割（同項 6 号）が追加された。

#### （４）代替許可（法 87 条）

ア 法 87 条の代替許可でなし得る行為についても、法 126 条の 13 と平仄を合わせ、いわゆる 100%減増資（法 87 条 1 項 1 号）及び会社分割（同項 5 号）が追加された。

イ 代替許可により選任された役員等の任期の延長（法 87 条 5 項）

改正前においては、代替許可により選任された役員等（同条 4 項）の任期は、選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会の終結時であったが、管理を命ずる処分（法 74 条）が行われている間であれば、代替許可により選任された役員等を退任させる必要性に乏しいため、改正法では、同役員等の任期は、管理を命ずる処分終了後最初に招集される定時株主総会の終結時までとされた。

### 1 9 附則の改正

#### （１）協定銀行に係る業務の特例（附則 7 条）

機構は、破綻金融機関等の整理回収業務を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができ（附則 7 条 1 項）、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）との間で協定を締結している。

改正法では、同項の「破綻金融機関等」に特別監視金融機関等も含むため、特別監視金融機関等から譲り受けた事業、引き受けた債務に関する清算業務を行うことが可能となる（協定銀行のラストリゾート機能）<sup>32</sup>。

#### （２）承継機能協定（附則 15 条の 2）

改正法において、承継機能協定とは、①被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させること、又は、②特別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その債務等の弁済等を円滑に行わせることを目的とする協定の 2 つの内容を有するものとなり、機構は、協定銀行（整理回収機構）と承継機能協定を締結できる。承継機能協定の制度は、柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、協定銀行に承継機能を付与するための手当として平成 23 年法改正により創設されたものであるが<sup>33</sup>、特定承継金融機関等の制度も同様であるため、改正法では、協定銀行に特定承継金融機関等の承継機能をも付与している<sup>34</sup>。

#### （３）協定銀行からの特定再承継、特定再承継金融機関等に対する特定資金援助（附則 15 条の 4 の 2）

<sup>32</sup> 逐条解説 557 頁

<sup>33</sup> 詳細については、中村信行『『預金保険法の一部を改正する法律』の概要』金融法務事情 1924 号 76 頁

<sup>34</sup> 厳密に言えば、整理回収機構は「銀行」であるため、承継協定により整理回収機構が取得するのは、特定承継銀行（法 126 条の 34 第 3 項 1 号）機能となる。

特定資金援助の態様（附則 15 条の 4 の 2 第 3 項）、特定再承継の意義（同条 2 項各号）、は、附則 15 条の 4 と同様である。

なお、特別監視金融機関等から金融システム上重要な債務等を特定合併等により承継し、特定合併等により承継されないものを合併等により承継した場合は、後者の承継分については、被管理金融機関からの承継と擬制されるため（附則 15 条の 6）、特定合併等により承継されないものの再承継は、特定再承継（附則 15 条の 4 の 2）ではなく、再承継（附則 15 条の 4）となる。

#### （4）区分経理

附則に規定する業務のうち、法第 7 章の 2 に規定された措置に関するものは、危機対応勘定にて経理されなければならない（附則 18 条の 2）。法 40 条の 2 第 2 号と同趣旨である。

#### （5）その他

協定銀行が機構から委託を受けて、資産保有金融機関（破綻金融機関、特定破綻金融機関等、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等、協定特定承継金融機関等）から資産買取りを行う場合又は、資産保有金融機関から債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社が、債権の買取りを行う場合で、資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りであって、当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取る場合には、公告を行うことで元本確定請求（民法 398 条の 19 第 2 項）があったと擬制される（附則 10 条の 3）。

## 20 終わりに

本稿で述べたとおり、改正法においては、金融業全体をカバーして、システムミック・リスクに対応する制度が整備され、これまで以上に金融システムを強靱なものとするのが期待される。改正法において新たな役割を担うことになった預金保険機構においては、金融当局や金融機関等とも協力しながら、適切な運用体制等の整備を行っていくことが重要と思われる。

以 上



2014年1月  
編集・発行 預金保険機構

〒100-0006  
東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビルディング内  
電話 03(3212)6030(代表)  
FAX 03(3212)6085  
HP <http://www.dic.go.jp>

預金保険研究に関するご意見ご照会等は、預金保険機構総務部調査室  
(03-3212-6141)までお寄せください。